

平成28年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月8日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 瑞穂市第2次総合計画について
- 日程第3 議案第3号 瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 瑞穂市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第20号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第23 議案第23号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第25号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第26号 平成28年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成28年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第33 議案第33号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第34 議案第34号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第35 議案第35号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第36 議案第36号 市道路線の廃止について
- 日程第37 議案第37号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤 四 郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環 境 水 道 部 長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず1件目を報告します。

お手元に配付しましたとおり、3月1日、若井千尋君から、発議第1号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を受理いたしました。

この意見書については、後日議題といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第2号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第2、議案第2号瑞穂市第2次総合計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君、なるべく大きい声で発言してください。

○3番（くまがいさちこ君） おはようございます。

けさ、大急ぎで関連の部長には通告させていただきましたが、議案第2号、総合計画についてお聞きします。

まず教育委員会関連でお聞きし、その後、福祉のグループホームに関してお聞きし、3つ目に駅周辺の活性化についてちょっとだけお聞きします。

まず最初に、教育委員会関連です。

総合計画は、平成28年度から37年度の計画になっております。この中で、5つお聞きします。最初に全部申し上げますが、総合教育会議、第4回、12月21日に教育大綱ができました。これを総合計画に反映すると、書き込むとありますが、どのように書き込まれているのか、どこを見ればそれがわかるのかをお聞きしたいです。

それから2つ目ですが、未満児の待機児童解消が71ページにございますが、これについても5年後、10年後というのがふやすということが書いてありますが、その人数の内訳とか、それ

から10年後は減るということになっていますが、どういう見込みで減るのかとか、保育所の建てかえ計画について、もうちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

3つ目には、教育委員会関連の長期計画、振興計画ですね。教育振興基本計画を今後、この総合計画と絡んで立てる計画が依然としてないのかお聞きしたい。

4つ目に、市長公約にあったと思いますが、福祉というか幼児支援、子育て、保育所が教育委員会へ行っちゃったわけですが、子供青年部というようなものを立ち上げるというのが公約にあったと思いますが、そのお考えを聞きます。もしくは、待機児童は福祉に戻したほうがいいんじゃないかと。戻すくらいなら、または新設したほうがいいんじゃないかと、教育委員会関連をまず申し上げます。

その1つ目であった教育大綱の反映がどこに書き込まれているのか、お尋ねいたします。

12月21日、第4回にできた基本理念は「教育立市みずほ」で3行ぐらいございますが、最後のこのまとめ、基本的な理念です。今後10年間、大綱というのは市長の任期ですから4年になるかと思いますが、総合計画の半分に及ぶわけですね。

教育立市みずほの最後は、「みずほを愛し、みずほを誇り、みずほの活力となる人づくりを目指します」と、みずほ、みずほ、みずほということなんですが、その下には基本方針、ほかのまちだったら基本方針とはっきり書いてあるのが書かないで、基本理念と一緒に具体的な施策の基本が書いてありますが、これは基本方針だと思いますが、今の基本理念ですね。これがどこに書き込まれているのかをまずお聞きしたいと思います。

以下、自席でお願いします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまのくまがい議員からの御質問に説明をさせていただきます。

教育大綱というのは、教育に関する総合的な施策をまとめたものということで理解しております。

くまがい議員の御質問の、教育総合会議において教育委員の方から、この教育大綱というのは第2次総合計画に取り入れていくのではないかというような御発言があり、そのときに総合計画の趣旨、それから教育大綱の趣旨からして第2次総合計画の策定に反映させなければならぬというふうにお答えをしております。

そのときにお答えしましたとおり、教育大綱の基本理念を実はまちの将来像の中に取り入れています。基本構想の20ページをごらんいただくと、中ほどからですが、市民一人一人、それぞれがこのまちで生まれ、育ち、暮らし、誰もが未来を描ける環境を整えていくためには自分たちのまちとして瑞穂を愛し、瑞穂を誇りに思い、瑞穂を育てる風土というのを一層高めていくということで、このまちの将来像の中に教育大綱というのを盛り込んでございます。

また、基本構想の中にはそれぞれ掲げております保育・幼児教育の充実、子育て支援の推進

ということで、例えば70ページ、71ページには、教育、子育て部門の基本計画が、また61ページには福祉に関する子育て支援というものが載っております。

続いて、安全・安心、快適で質の高い学校教育を推進するという点については、学校教育の部門で72ページ、73ページでございます。

そして3つ目の、「地域に学び、世代を超えたコミュニティづくりを推進します」という点については、生涯学習の74ページ、75ページでございます。

また、総務における地域コミュニティについては52ページ、53ページになります。一つ一つ説明できればいいのですが、教育大綱というものをこの第2次総合計画に位置づけて反映させているというような御説明とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） どこに反映されているかは、よくわかりました。内容的にはちょっとおぼろげながらですが。

そもそも20ページの、このような状況において市民一人一人それぞれがこのまちで生まれ、育ち、暮らしということに無理がありますね。1点、移住、定住のまちですから。市長がおっしゃる前からもう移住、定住ですから、このまちで生まれなくて来た人もいます。私自身そうです。それから、このまちで育たなかった人もいます。私もそうです。でも、私はこのまちで暮らしていますね。このまちで生まれた人でもよそへ行っちゃう人も大勢いるわけですね、瑞穂市は。だから、そもそも瑞穂だけに限定している基本大綱が、非常に瑞穂市の現状と合わない。基本理念に非常に無理がある。前提条件が非常に無視されていると思いますが、この続きは一般質問でさせていただきます。

それで2点目ですが、総合計画の71ページです。

待機児童解消というのがございますが、これは現在は未満児の待機児童が多い。学童保育については、辛うじてクリアしております。ここの71ページに、現在というのか平成27年だと思うんですが、2,018人、5年後は2,390人、370人ぐらいふえるわけですね。10年後が70人今度は減って2,320人と、ほぼ今と同じになるわけですね。

こういう目標指数をつくっていますが、まずお聞きしたいのはこの内訳ですね。この人数の内訳というのは何でしょうか。

それから、5年後の370人増は多少は違ってきてもこんなものか、または働くお母さんがふえるので自然増だけではなく足りなくなるかもしれないんですが、10年後に70人減の見込みの理由を教えてください。

もう1回言います。この人数の内訳ですね。例えば未満児なのか、この待機児童の意味ですね、学童は入っていないと思いますが。それから10年後に70人減る、現在とほぼ同じになると、

この見込みの理由を教えてください。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、71ページの子供の預かり施設の拡充体制整備事業の現況値、それから5年後、10年後の数値について、お答えをいたします。

2018については、会派説明でもお知らせしたとおりですけれども、まず1号、2号、3号と放課後児童クラブがありまして、1号については、これは幼稚園ですけれども347、それから2号と3号を合わせて1,360、それから放課後児童クラブが311ということで現状値を立てております。

5年後ですけれども、5年後は1号が710、それから2号、3号が1,370、それから放課後が310で合わせて2,390、それから10年後ですけれども、10年後は1号が680、それから2号、3号が1,340で放課後が300ということで2,320の内訳になっております。

当然、今の人口がふえているので5年後もふえ続けますが、10年後なぜ減っているかということですが、これは人口推計したときに、22ページを見ていただくとわかるんですけれども、14歳以下の人口が10年後には減っていると。要は2014年、14歳以下が8,708人であるのが10年後には8,320人になって全体に数が減っておりますので当然減ってくると、こういう推計をいたしました。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 10年後に14歳以下が減るのでこういう数字だと、これは自然増だと思うんですが、まず働くお母さんがふえるということはどう見込んでいるのでしょうか。

国会でも問題になり、国会前にデモみたいな形で若いお母さんたちが集まりました。保育園の入園に落ちたと、「日本死ね」という過激な言葉がツイッターですかね、フェイスブックですかね、に載ったら、国会で民主党の議員さんが言ったら、議員たちがそんなもの問題じゃないと。安倍さんも誰が書いたのかわからんということと言ったら、お母さんたちが書いたのは私ですというのは何百人か出てきて、国会前に集まって抗議したということで、あれは働く人が怒っているわけですよ。その見込みはいかがですか。それもしてあるんですかね。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これも委員会等で今の保育所とか幼稚園の現状という冊子をつくらせていただいた中でも、未満児で預けたいという数が毎年1%ずつふえているというようなことも説明させていただきました。

そういう中で、出生率自体は伸びているといいながらも若干ということで、そんなには以上児についてはふえない。ふえない中で、預けたいお母さんはふえてくるということがありますので、その辺を、まず1号がふえているんですよ。10年後、1号がふえているという中でこ

の数は推計されているということで御理解願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） いまいちよくわかりませんが、ちょっとこの人数の見込みに不安があります。

ということで、次に行きますが、古い保育所が3つあるわけですが、そのうち牛牧1と穂積はもう10年以上前、松野市長のころから古くて建てかえしなければならないと、ちょうど私が議員になって出てきたころに示されましたが、その後、穂積幼稚園を民営化するとか、民間保育所、清流みずほ保育園を牛牧に持ってくるだとか、行き当たりばったりの幼児施設計画が出され、そのたびに潰れました。

その公立の保育所建てかえ計画は10年間ストップしていたわけですが、今度2つは、一遍に2つは無理じゃないかと思いますが、建てかえると。3つ目も建てかえるときに地域を変えるような話がございますが、これをもう10年前からちゃんと人口推計なり、瑞穂市の移住、定住が多いということを見込んで手を打っていればこんなひどい状態にはならなかったらと思います。

という意味から、今後10年間、きちんと瑞穂市として、このおくれればせながら保育所建てかえ計画をもうちょっと具体的に言っていただけますでしょうか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員が言われたとおり、今までも待機児童は出ていたんですけども、これも民間の事業者が来ておさまって、そしてまたさらに待機児童がふえてきています。

こういう状態をいつまでもほっておくということは当然できませんので、前回の一般質問の中でもお話しさせていただきましたけれども、3年ぐらいで今のどちらかの保育所を建て直さなければ、この待機児童は解消できないということは考えております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 3年ぐらいでどちらかの保育所を建てかえしなければと、まず1つ、3年かかるわけですね。

ですから、毎回申し上げておりますけれども、子育て、教育に関して本当に中長期の計画を立て、10年間ふえるわけですから、ちゃんと対応していただきたいと思いますが、現在の子育て部門ですね。乳幼児、未満児の待機児童も全部教育委員会に行っちゃっているわけですね。

瑞穂市の教育は、この10年、本当にばたばたと基本的な計画も立てずに行き当たりばったりをやってきました。夏休みの暑さ対策だの、ほかにも幾つもございますが、ということで、市長が公約で言われました子供青年部のところに、18歳までだと思ふんですが、まとめると。こ

の際、部として。これは今、この総合計画の中で出てないと思うんですが、どのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

ただいまの子供青年部については、市長さんがマニフェストで書かれてみえて、それについてしっかりしたことが中に入っていないという部分がありますけれども、今の幼児の関係については皆さん御承知のとおり、長岡市等を参考にしがてら教育委員会部門のほうに持っていったわけですが、教育委員会のほうに持っていったから市のほうはということじゃなくして、やっぱり全体で物事は考えていかないかんとお思いますね。

保育園そのものにつきましても、基本的には3歳、4歳、5歳を受け入れる保育園が今あるということだけでありまして、別府保育所と牛牧第二保育所が初めて未満児対応の保育園ということで考えてきたわけですね。とって、今別府保育所とか牛牧の第二保育所では、その地域の人だけでなく瑞穂市のあちらこちらから入っているという状況でございます。

今後は、それぞれの保育園で未満児から以上児までをきちんと入れていくという格好が必要だと思ひまして、そのあたりにつきましても十分検討していかないかんとお思いますし、そして組織の中でどのような対応をしていくかということは、組織をつくればうまくいくというもの一つありますけれども、この5万4,000人のまちの中でそれについてはよく協議をしないといかんかんとお思いますので、総務企画部門が少し手薄やということもありますし、今後、教育関係の施設が今の状態ですと半分以上が教育関係と、これは福祉の関係も入っていますのでということもありますし、全体で組織をどのようにやっていったら市民の幸せにいかにつながるかということの本格的にまた検討していきたいと思ひますので、十分に今回の総合計画には入ってはおられませんけれども、職員の定員管理、そして保育所の運営の方法、それらも含めて早急にまた皆さんに御相談をしないと、定数条例もほぼいっぱいに来ていますし、保育所についてもどのように運営していくかと。

今までは未満児の対応ということをきちんとうたってこなかったと思ひますね。ですので、もう完全に未満児保育も対応していくんだということで、今後の保育所の設計の方向も考えないといかんかんとお思いますので、今回の国勢調査で確かに瑞穂市は人口がふえました。でも、ふえたふえ方というのは周辺の市町村から瑞穂市へ転入してみえるだけでありまして、本来の都市部から瑞穂市へ人口が入ってきておるといふわけでないですけれども、当分の間は近隣の市町村から瑞穂市へ若いお母さん方が入ってくることは間違いないと思ひますので、それらを含めてきちんと対応するには対応する方法も考えないかんですし、それについては組織も必要だろうと思ひますけれども、とりあえず対応策を、今一番近々の課題は未満児保育をどうするかということはずっと最重要課題だと思ひております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 未満児の待機児童も含めて、子供青年部というふうに聞いていますので、児童館が一つもないですよ、瑞穂市は。本当にひどい状況だと思います。それから青少年センターもありませんね。

ですから、市長が公約で言われたように、青年部まで含めて瑞穂市の教育の基本的な整備を考えていただきたい。そのためには組織のこと、組織再編というか、それから企画政策のことですね。それから定数条例のこともあるので、総合的にやっていきたいという受けとめ方をさせていただきます。

私も5月からまた戻って、ぜひ御一緒にさせていただきたいという希望を伝えておきます。以上で教育委員会関係を終わります。

福祉に行きますが、59ページに障害者福祉の中に目標指数のところにグループホーム、現状値がゼロ、5年後2、10年後3というのがございます。

これは施設の数だと思いますが、人数的にはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えさせていただきます。

グループホーム、59ページですね。総合計画59ページの目標指標のところに、グループホームが現在ゼロ、また5年後2と10年後3カ所というグループ数が書かれておりますが、今の質問は人数はどのぐらい考えているかということでございますが、グループホームは通常ユニット的には5人とか6人とか、あるいは10人とかいろいろあるかと思っておりますので、そういった数で1ユニットと考えていますので、そのユニット数がまたどうなるかはわかりませんので、そういった数の倍、倍というような形で考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 1ユニット最大でも10人、この前12人の計画があるという民間のを聞きましたが、掛ける3で30人ぐらいですよ。

このグループホームは市がつくる計画なのか、それとも民間が来たら民間に任せたいことも含めているのか、お聞かせください。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの御質問ですが、こういった今の時代は保育所と同じような感覚でございまして、民でできるものは民ということを考えておりますので、その辺、民ができたならまた民の状況も把握しながら、またいろんな角度で全体を見ていきたいとは思っております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 危惧しますのは、瑞穂市の本田の北のところに福祉特区計画というのがちょろっと出てきて、その後、新市長になられて、一般質問であれはどうかとどなたかの議員さんが聞かれたら、大変難しいと市長が言われました。ということで、民間が出てきた場合に、市がつくろうとしている福祉特区はやめてしまうのか危惧しているんです。

というのは、現在も民間が2カ所、瑞穂市の別府か上穂積と朝日大学前に2カ所ビルを買っています。グループホームをつくるといっています。全国で、その事業家の方は1,000カ所つくるそうですけど。

これを障害者の方に、もうホームページもできていますので、それを見ていただいて意見を聞きました、当事者に。これは障害ビジネスのおいがあると。その障害者の方は大変頭のいい方で、主治医の方にも、あなたは障害者ビジネスにだまされてはいけませんよと私は言われているんですと言っていました。

ということで、そして1階はナースステーションにするんだそうです。ナースですよ、看護師ですね。2階、3階でたしか12部屋だと思いましたが、知的障害者を入れると言っていました。知的障害者に看護師だけでいいのかなと。看護師は地域のナースステーションにすると言っていました。

だから、その民間事業所にも非常に危惧を覚えますし、親は大変ですから、10万近くかかるんですけど1万円は国から補助が出ると。多分、ビルを改装するときにも補助が出るのかもしれませんが、ビジネスとしてやるということは、障害者と親、家族に大変負担が行くんじゃないかなという懸念を持っています。

それはまだわかりませんが、市としてはそういうことも十分気をつけるべきです。何か事件が起きてからでは間に合いませんということで、その民間の話がもう既に出ているわけですから、実現するかどうかはまだわかりませんが、遅かれ早かれ10年の間にはできるでしょう。

ということで、質問の仕方を変えますね。そういう話が出てきたときに、この前出てきていた福祉特区をやめちゃうのかと。つまり、障害者は総合的にいるんですよね。あの特区は総合的でしたよね。グループホームもあり作業所もあり、畑もあり、それを売るところもあると、そういう計画だったと思うんですが、これがなきゃだめだと私は思っていないよ。地域でできれば一番いいなどは思っていますが、とにかく市が民間事業所任せにして手を引っちゃうのかどうか。

福祉部長さんだけでは答え切れないだろうとは思いつつ、ちょっとお聞かせください。総合計画ですので。どなたでもいいです。市長さんでも結構です。副市長さんでも結構です。本当は、全体的な視点をお持ちにならなければいけない方のお答えが聞きたいです。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの福祉特区の件でございますが、これにつきましては、議員御承知のように、調査費については国から10分の10出まして調査をしたということで、その後、検討しているということですが、福祉特区については、国のほうはもう特区を別に使わなくてもいいですよということで、特区を申請し続けて、それを進めるという形ではなく、絵に描いたことはそれでいいんですが特区はしなくていいよという返事をいただいていますので、特区で進めているわけではないということをまず報告させていただきます。

そんな中で、あの中にも現在ふれあいホームみずほとって、議員御承知のように1泊2日のように訓練をしている施設もある中で、グループホームを隣につくったり、あるいは先ほど言われた畑とか、あるいは道の駅とか、全体的なことが構想されたのがその当時の特区の形かと思えます。

そんな中で、今回はグループホームが、短期的には、親さんの希望はグループホームを市内につくってほしいという願いも当然あるわけでございまして、その一つが民間によってかなえられれば、それは瑞穂市にとってもいいことではあります。先ほど言いましたように、くまがい議員が1,000カ所と言われましたので、そこまで多くできるのもちょっと不安ではございますし、瑞穂市の中にもまだ1つもできていない中で幾つもの方がいいか悪いかは状況を判断しないとわからないと考えていますし、とにかく第一歩としてはいいことだとは思っております。

そんな中で、先ほどの本田の北のほうの位置で書かれた特区の状況はもっと長期的な形に考えていますので、私どもも短期的にはグループホームのことを考えて、そういった障害者の団体とも何らかの形で進めたいという話し合いはしておりましたし、長期的なことではそういった特区のようなことができればというふうには考えていましたけど、それをやるには、市長がお答えしたように、非常に困難ないろんな問題もあるということですから、まずはとにかくグループホームを1つ進めたいというのが我々の考えでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） さっき教育委員会のとくに、中長期の計画を立てるのかどうか聞くのを忘れましたが、そこには戻りませんが、今の福祉の話聞いていても、広瀬充利部長もそのうちかわられるでしょうし、やっぱり市長、副市長レベルの方が、教育と一緒に。中長期の計画をしっかり持たないで、民間が来た、それ補助金だ、うまくいかない、事件だみたいなことで市としての計画がおくれることを一番懸念いたします。やっぱり市としてきちんと理念を持って、長期計画を立てていただきたいと思えます。

最後に、駅周辺の活性化が29ページに出ております。

ここではJ R穂積駅周辺整備事業（創）、駅前商店街活性化事業（創）と、これだけが出ていますが、そもそもあの駅前につきましては、一般質問でも申し上げたことがございますが、区画整理なりその前の地籍調査というのが大変困難な場所であると聞いています。これは前々市長の松野幸信市長も、あそこは土地の名義人が難しいところなんですよというのを10年以上前に聞いて、それっきりになっています。それで前々進んでいないわけですね。ですから、にぎわい創出とかといいますけれど、こういうことをやらない限り根本的な解決にはなりませんよね。

ただ、私が思っているのは、今の第1駐輪場からせめて農協の辺まではまず第1期としてできるんじゃないかと思っています。これをやるという公約に掲げる市長さんが全然出てこないことが不思議だなあと思っていますが、私にはできないことなので、ぜひトップはあの辺だったら区画整理や地籍調査関係なしにできそうな感じに見えるんですけど、そういうことも含めまして、このJ R穂積駅周辺整備事業と駅前商店街活性化事業ですね。根本的な区画整理、地籍調査をどうするのか、またはそれに関係なくできそうなところがあるんならそこからやるのも一つの手だと、この辺をちょっと御説明いただけないでしょうか。もうちょっと具体的にこの事業の中身が見えるようにしていただきたいなと思うんですが。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の駅周辺の活性化の御質問に御説明をさせていただきます。

市のほうでは、昨年10月に策定をいたしました瑞穂市総合戦略において、駅前の活性化という事業が入っております。その関係で29ページには「創」という字がついて、その関係で御説明をさせていただきます。

この駅前の活性化ということは、総合戦略の中では産官学労金言から成る有識者会議の中からの提案があつて駅前の活性化というような事業、また第2次総合計画においては、市民のアンケート中からも多数の方からの駅周辺の活性化が多くなっているということです。

御質問にもございました駅前の活性化については、今まで長年の懸案事項であり、今回、地方創生の加速化交付金において申請をしております。その申請というのが、国のほうが地方創生の改訂版を昨年12月に出しました。その中において、新たな枠組みや新たな担い手、新たな圏域づくりというのが出され、この新たな圏域として揖斐川、長良川に挟まれた岐阜圏域、西濃圏域にまじり合うこの15万人都市の中心駅である穂積駅を利用する方に、何か一つでも利便性を高めるようなことができないかということで申請しております。

今御提案のございました区画整理とか地籍調査というようなことで、なかなか難しいということ、またできることから民間のほうに調査委託をかけて、この1つの提案がたたき台になるようなことになって進めばいいなということで、地域の活性化、あるいは圏域の活性化という

ことで一応進めている事業になりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうから、この総合計画の中の駅周辺の整備をどう考えるのかというところで、総合計画の24ページにも都市空間の構成要素という大きな都市構造を示しております。

ここにありますが、まさに都市拠点という中心にありますのが穂積駅、またその周辺の整備というこのような大きな位置づけの中で、先ほどの企画部長が申しあげましたような便利で快適に暮らせるまちだとか、活気あふれる元気なまちという基本方針の中でそれぞれの政策を立てているわけでございます。

どちらかといいますと、地方版の総合戦略が先に動いているような状況で、先ほど言われました（創）と書いてあるのはその地方創生の総合戦略で先に動いているような内容で、（創）と書いてあるのは駅前周辺整備といいましても空き店舗を使うための空き家調査だとか、それから起業・創業者の支援だとか、駅前商店街の活性化というどちらかというソフト的な話がここにありますけど、問題の本質は、そもそも基盤整備がされていない、おこなわれているというふうな中で、市民検討会議の中でも非常に重点的に議論をされたというふうに聞いております。

そういった意味で、28年度は具体的にはちょっと書いてございませんけど、名称は違うかもしれませんが、駅周辺の要は検討協議会みたいなものを立ち上げて、駅前をどうするかという、さらっと言われるかもしれませんが、各関係者、市民の声を聞いて計画を立てていくというある程度オーソリティーされた計画をまず立てて、その中で区画整理がいいのかということも検討に入りますと思いますし、また総合戦略の加速化交付金を受けるために、説明があったと思うんですが、公共交通のネットワークという地域連携をする中で穂積駅というのは瑞穂市だけに限らず長良川、揖斐川に挟まれる、南は安八、北は北方や本巣、もう少し西へ行きますと神戸、大野町、それから揖斐川町というところも含めて、やはりここを目指して通勤、通学という方も確かに多いと思いますので、そこらのニーズも含めまして28年度以降、都市整備部としてはそういう基盤整備の仕方を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） ようやく基盤整備としての駅前再開発、そして駅周辺検討会議という言葉が出てまいりました。

年間600台ふえているんですね、自転車が。岐阜市の北からも来ているそうです、自転車駐輪場の人によると。大垣市の東からも来ているそうですよ、自転車で。すごい駅ですね。

瑞穂市の市長、副市長、部長級執行部としては、本当に岐阜圏域のかなめとなる穂積駅をど

うするかというのに、おくれにおくれにおくれた今はもう始めていただきたい。今、鹿野部長が言われたのは、鹿野部長だけが考えているわけじゃないと思いますが、それを多分選挙の公約に打ち出したら、市長なんかすぐ当選するんじゃないかなと思うぐらいな話でした。

では、これで終わりますが、本当に総合的に今後10年間、おくれにおくれている教育、ぶつぶつタコの足みたいに切ってきた教育、そして同じように長期の計画が、理念に基づく計画があるのかないかわからない福祉、そして駅前、3点をぜひ重点的にやっていただきたいと思い総括質疑といたしました。終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

きょうは質問をする予定はなかったんですけども、やっぱり一言お聞きをしておいたほうがいいなということで、質問をさせていただきます。

実はゆうべ8時ぐらいに電話をいただきまして、横屋の住民の方です。2時間ぐらい、前の町政から現在の市政について、いろんな具体的な問題について御批判をいただいたわけでありましてけれども、その方がおっしゃるには、横屋に住んでいて今は市街化区域になっているんだけれども、これは堀町長のときに新駅をつくるということで、地元の横屋の議員さんも古橋の議員さんもそういう方向で動かされた結果そうなっていると思うと。実際、新駅ができたかという実現できていない。そういう中で自分たちに残されたのは何かというと、要するに農地の市街化区域ですから宅地並み課税ですね。非常に高いということで、自分は息子けれども、親が年金しかない中で払っているのを見ると、もう耐えがたいということで、行政だけでなく議員の西岡さんも何やっておるんやということで、大変お叱りをいただいた、そういうことです。

法律では5年に1回、線引きの見直しが決められているにもかかわらず、この何十年間何にもそのままの状態が続いていると、怠慢そのものだということであったわけですけども、そこでお聞きをしておきたいわけですけども、総合計画の中で、今くまがい議員も言われております区画整理事業をどう位置づけるのか。

今の横屋の例で言うと、具体的に横屋での線引きの見直しということについてはどう考えているのか。これはまた横屋だけじゃなくて、全体的な総合計画の中での線引きの位置づけをどう考えるかということだと思っておりますけれども、そのことをちょっと教えていただきたいということで質問させていただいたところであります。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 西岡議員の質問にお答えします。

先ほど申された横屋地区は、JRの北は市街化区域、それからJRを挟んで南側は国道まで調整区域というような状況になっております。

これは先ほど5年で見直しと言われましたけど、10年に1回、都市計画マスタープランを見直して、市街化と市街化調整区域、それから用途区域の変更をしていくわけですが、先ほどの区画整理を計画してみえたころと、今瑞穂市になって今の調整区域の状態で市街化に編入できないかというようなことも言われることも地元からお聞きしております。

ただし、そもそも市街化区域をふやすという話は、そこに収容し得る人口がふえてきて、今の市街化区域では瑞穂市がおさまらないということであれば市街化区域をどんどんふやせるということですが、御存じのとおり人口減少というような中で、逆にいわゆる逆線引きということで、農地が市街化の中でも集団であるところは調整にしろというような時代になっております。そういう意味で、市街化区域へ収容し得る人口とか産業の人口ですね。そういうものからその面積が決まってくるので、全て簡単に市街化を拡大していくということはなかなかできないような状況になっております。

今の犀川地区も区画整理をやっておりますけど、いまだかつて調整区域のままです。そこに地区計画を打っていますので、無計画な建物とか、そういうものは建ってきませんが、今のところ岐阜都市計画区域の広域都市計画の中にある瑞穂市の調整区域をなかなか市街化区域へ拡大するというのは非常に難しいような状況になっております。

ただし、横屋の地区からは前々から新駅を含めて国道21号からJRの間の約26ヘクタールぐらいですかね。その区画整理をやりたいという御意向は伺っておりますので、ただそこだけ区画整理をやって市街化へ入れるというわけにも、市としても市全域を見て計画する必要がありますので、今私どもは27年度に基本計画的みたいな内容は樽見鉄道から東へ、横屋それから大江、それから今言った犀川地区ですね。これらは一部市街化がありますけど、調整区域も含めてどう整備するのかという位置づけをした上で、やはり区画整理を立ち上げてもらって、その中で基盤整備ができた上で市街化区域というのは今後あり得るかもしれませんということだけお伝えしておきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第3号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第3、議案第3号瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第4号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第4、議案第4号瑞穂市職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第4号の瑞穂市職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

二、三お尋ねしますけれども、降給に関する条例というのは、私たちといいますか働く労働者、これは市の職員が該当するんですけれども、一般の会社で働いている労働者、こういった方にも非常に厳しい内容といいますか、そういった条例ではないかというふうに思います。

これは降給の中に降格と降号と、こういうふうにあるわけなんですけれども、そういったものに該当した場合は、これは両方とも連動して処分内容になってくるのか、降格だけで終わるのか降号にもひっかかっていくのか、これについてまずお尋ねをしたいと思います。

後については議席から質問します。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 議案第4号、降給に関する条例の制定についての松野議員の御質問にお答えをいたします。

現在、今おっしゃられました質問の内容の降格・降号について、重なって処分ということがなされるのかというようなことでよろしいでしょうか。

重なってということではなくとは思いますが、降格に伴ってその職の級が下位の職に下がるということから、給与自体は下がるということは発生すると思っております。以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 瑞穂市の給料表を見ておったんですけれども、例えば4級の課長補佐

である方ですね。例えば、その方が5号俸でやっている場合に、降格した場合は、これは級が下がるということで3級になっていくと。そのときに前の4級の5号俸の給料より低い給料になっていくというふうに解釈をすればいいわけか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、そのとおり下がるということで認識をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今度は降号になるわけですけども、例えば3級の主査が10号俸であったら23万8,400円という給料があるんですけど、この方は9号俸へ下がっていくのか。ある市では2号俸下げるというところもあるんですけども、当市としては10号俸から9号俸に下げるといふふうで解釈をすればよろしいでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） そのあたりについては、そのときの降号の状況にもよりますが、一概に1号給といふふうにはなってはおりませんので、御理解していただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） それから、第5条のところでは通知書の交付ということで書いてありますけれども、任命権者というのは市長さんになるんですけども、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないと、こういうふうにおられるわけですね。

職員が任命権者から降給といいますか、降給に対する処分といいますか、それをもらうわけですけども、当瑞穂市の職員は、もらってそれをどこかへ訴えというのか、裁判をするといいますか、そういった相談する窓口がないというふうに思うわけですね。処分だけもらって、言葉は悪いですけど泣き寝入りになってしまうというような格好になるわけですけども、処分を受けた人は、公平委員会というものはあると思いますけれども、そういったところで相談しながら処分の撤回という格好になっていくのではないかというふうに思いますし、これから処分を受けた職員に対しては、処分のしっ放しといいますか、そんなことではなくて、やはり職員というのは非常にかわいいもんですから、そこら辺は地方公務員法に第39条があるわけですけども、任命権者は職員に対して研修を受ける機会を与えなければならないと、こういうふうになっておりますけれども、市長さんはそういった該当する職員に通知などをするわけですけども、そういったことを含めてどのようなお考えであるのか、ひとつ処分の問題というのは今言いました地方公務員法の39条を含めてですけども、どういったようなお考えかお尋

ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） お答えをさせていただきます。

今回の条例の制定には、平成26年5月に地方公務員法の改正というものがまず前提にございます。能力、実績による評価を行うもので、その評価をこれからの人事に生かすという点から、昇級・昇格に関すること、勤務評価という名称から人事評価に改正になったということからの関連で、降任ということが、現在の職より下位の職に命ずるということが地方公務員法のほうで定義がされました。

その勤務評価というのは、そのときの背景には、平成25年時点で全国の自治体の32%しかこの勤務成績の評価を実施しておりません。このような背景から義務化がされてきて、当市においても能力評価や合併前の穂積町で実施しておりました能力評価を合併後も継続して実施しているという状況になります。実績評価といえますか業績評価については、その後、瑞穂市においても実施をされ、その結果は現在においても勤勉手当や昇級に反映をしております。

今回、地方公務員法の改正に当たって、新たに人事評価を設けてきたというような経緯ではございません。ですから、当市にあつては従来から継続した勤務評価の延長線上に今回の降給に関する条例というものがあるというふうに考えております。

ただし、来年度からこの能力評価、勤務評価の内容を本人に通告といいますか、面談の上で開示をして本人に理解させるといいますか、本人に誤解のないように進めていくという点で、このような面談を通じて本人に理解させるということで徹底をさせていくということで明らかにして、本人にその面談内容も明らかにして理解をしてもらうということから進めておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 最後になりますけれども、市長さんにお尋ねしたいんですけれども、任命権者ですので。

全国で今言われた38%とか、そういった数字の話がされました。当市においては、職員の労働相談とかいろんな関係のそういった団体の組織がないわけですね。その意味というのは、自治労といえますか組合でいいますとそうなるんですけれども、県には県職員のあるわけですが、当市は以前そういった組合といえますか、そういった組織をつくろうではないかという職員からのお話があったわけですが、どうも聞いていますと執行部のほうから圧力をかけてという話があったわけですね。そういったことではなくて、やはり労使が一緒になって市民の幸せといえますか、そういったことについてやっていくのが行政ではないかというふうに思うわけです。

したがって、そういった組織をつくることに対して余り圧力といったものをかけないように、やはり自由に組合員というのは労働組織をつくることができますので、そういったところについて当市の職員に対するそういった組織が例えばつくろうという話があった場合にはどのようなお考えであるのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、松野藤四郎議員さんの質問にお答えいたします。

まずこの条例のその前の部分で、こういった給料を下げるとか、そういった降給するというときに、まず私自身は多少なりともその方とお話はしたいと思います。少しでも、まず話し合いのチャンスを設けたいと思っております。これは人間対人間として話し合いをすべきじゃないかなと思っております。

それからその次に、ただいまの皆さんが話し合える組合的なもの、そういったものが今までどういうふうであったかは、私は全く存じておりません。ただし、私はその制約を与えるものでもないと思いますし、それは皆様方から、以前は執行部が圧力があつたとかなかったとか今伺いましたが、全くそのことは私も感知しておりませんし存じていないところでございますが、今後そのような空気が起こりましたら、当然そのように行動していただければ結構だと思っておりますし、執行部から圧力をかけるものでもないとは私は認識しております。以上でよろしいでしょうか。それじゃあ、以上を回答とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人です。

議案第4号についてお伺いをいたします。

先ほどから給与面で変わるということでありましたが、この給与面で変わってくるということになると、以前、人事院勧告によりいろいろな面が配慮をされてきました。その人事院勧告により激変緩和策がありましたが、この激変緩和策があり給与面が変わる、その部分について3年間の措置があつたということではありますが、その給与面にかかわることの中で激変緩和策が適用された職員、また給の適用されない職員との差の部分についてはどのように考えているのかだけはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの庄田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

激変緩和策というのは、民間ベースと比較をして職員の給与が少し下がったことを言っておられると思うんですが、確かにそのときに下がって、うちのほうもまだ据え置き職員の、該当する職員は年齢を増した管理職に多いというふうになっているのが状況になりますので、そ

のあたりについても一度もう少し精査をする必要があるとは思いますが、そのあたりについても今後ちょっと検討する課題ではないかというふうに考えております。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

ちょっと教えていただきたいんですが、そもそも勤務評価から人事評価に変わっていると。平成25年でしたかしら。それで、勤務評価というのは能力評価、業績、実績評価であったと聞きますと客観的な評価だなと思うんですが、これが人事評価に変わったというと、どういうふうに具体的に違うんでしょうか。

勤務を評価するというのと人事、人という字がついているとその人の丸ごと、客観性で図れないようなことまで恣意的な要素も入ってくるのかなとか、市長は政治家ですから、市長の反政治的立場も入ってくるのかなあとか、に対してですよ。この違いがいまいちわからない、勤務評価から人事評価に変わったというのは。もう変わってから何年もたっているわけですから、市長がかわったら降格されたりすることも出てきたりするのかしらとか妄想をしております、わかるように教えてください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） お答えをさせていただきます。

現在の人事評価といいますか、地方公務員法の改正が先ほど申しましたが26年の5月に改正をされて、その施行がことしの4月からというふうになっています。

人事評価の基本的な仕組みとしましては、評価方法を能力評価、その人のふだんからの仕事ぶりの評価というのと業績評価の2本立てということで、組織において、例えば部長は基本的なその部の目標を立て、課長がその課の基本的な目標を、これからことし1年どうしていくんだというような目標を立て、職員がその目標を立てて、その目標が実際にどうなったかというようなことを面談の上評価していくという2本立てのものになります。

当市においては、その能力評価も業績評価も早い段階から導入をしておりましたので、先ほどの御説明もしましたが、その今までの延長線上にあるということで、そんなに混乱はしておりません。

ですから、26年の5月に地方公務員法の改正があつて1年半ぐらいの期間というのは、各地方自治体において試行期間のようなものでやっておりましたが、当市においては延長線上にあり、部長会でも一応改正点は示しておりますが、そんなに混乱はしていないというような状況でございます。

○議長（小川勝範君） もういいですか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 混乱してないとか、変わってないと言われますけど、国が勤務評価から人事評価に変えた。言葉を変えるということは、絶対に中身も変えるということです。中身が違うんです。それでなきゃ変える必要はないんですから。

ということで、市長か副市長にお尋ねしますが、私が疑問に思った、勤務評価から人事評価になって降格内容が、降格・降給が恣意的にならないか。市長は政治家ですから、市長に対する反政治的立場が不利になったりしないのかということについて、お考えをお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○3番（くまがいさちこ君） 市長か副市長をお願いします。

○議長（小川勝範君） 森君、どうぞ。

[「市長に聞いておると言っているやないの」の声あり]

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○3番（くまがいさちこ君） 市長か副市長をお願いします。

○企画部長（森 和之君） お答えをさせていただきます。

○3番（くまがいさちこ君） 全体がわかる人をお願いします。

○議長（小川勝範君） 静粛に。

○3番（くまがいさちこ君） 静粛にじゃありません。意見を言っているんです。

[発言する者あり]

○企画部長（森 和之君） 今回の人事評価の基本的な仕組みとしまして、評価者がみずからその執行状況を自分で振り返り、自分でその申告内容を把握するとか、その面談時において評価するものは、適切に今までの執務記録などをつけてきて、それに基づいて面談を行い、理解を得た上で行うということが前提でございますので、御質問の本意とはちょっとずれるとは思いますが、答弁とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まず人事評価、勤務評価といろいろありますけれども、基本的にはそれぞれの職員の能力を十分に生かしてあげるのが基本だと思いますので、いろいろ政策的にとか恣意的ということはありません。思っております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） ちょっと気持ちの悪い声でしたけど、建前上の答弁はせざるを得ないというふうにとめました。

それで、議長に申し上げますが、地方議会研究所が出しているハンドブックには、答弁者の

指定というのは質問議員の希望だから聞くようにと、そういうふう書いてありますから、これは一般質問で済みますけど、議会に対してはできませんのでね、一般質問。そこだけ申し上げて終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

くまがい君に申し上げます。本会議場で笑ってやらないように。笑って、にたっとしてやらないように。

○3番（くまがいさちこ君） 笑うことまで、どうして議長が笑うとか笑わないかと指示できるんですか。

日程第5 議案第5号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第5、議案第5号瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第5号ですね、これについてです。

まず最初にお聞きしたいのは、給料関係のお話でございます。給料等については、3条の別表1、2と今まであるわけですね。そこで別表1については行政職、2については医療関係ということできております。

今回、議案の中には別表第3ということが入っておるわけですね。別表1を見てみましたところ、級別の中に例えば1級ですと主事の職務及び保育士の職務と、保育士の職種がずうっと3級から4級まで入っておるわけですがけれども、今回の別表3については保育士が除いて主事の職務とか主任の職務というふうに合算といいますか、そういうふうになっているわけですがけれども、そこについてなぜ別表1と別表3の職務の内容が変わってきておるのか。

それから、今までは7級については調整監が入っておったわけですが、別表3については政策企画監というのが新たに入ってきました。

以前、瑞穂市の給料体系といいますか、級別を見ていましたら、以前は8級まであったんで

すね。それをいろんな関係で7級までに変更されておるわけですがけれども、この4月から県からこちらへ派遣されて、2年間こちらのほうでお仕事をしていただくんですけども、県と瑞穂市との給料体系も大分違うと思いますし、給料についての差額といいますか、それは調整額等で調整をするという話を聞いておりますが、この7級にしなくたって、8級をつくってその政策監の級を入れるとか、あるいは全く違ったケースで、これだけ大きなまちですので予算的にも百数十億という予算を組んでおりますので、副市長体制を2人にするとか、そういったこともやはり検討していくのが妥当ではないかと思っておりますけれども、今回、7級のところへ持ってきた理由をまずお聞きしたいと思います。

以下については議席から質問します。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の保育士が基準表の中から抜けておるといような御質問であったというふうに理解しております。確かに、改正前においては規則で定めておりました等級別職務分類表というふうに位置づけをしておいたものを、条例で今回地方公務員法の改正があり位置づけたものが今回の御質問の改正になります。

例えば、先ほど申されましたが1級を今回は主事と置いておりますが、以前は主事及び保育士の職務としておりました。現実的には、主事も保育士の行政職に当たり、同じ給料表を採用しております。ただし、採用時には保育士としての採用試験を受け、専門試験を受験して合格、採用をしておりますが、採用後の辞令では同じ主事としての辞令を出し、給料表も同じということから、今回保育士という業務をなくしておるといいますか、そこからは削っているといような状況にはなっています。

その理由としましては、前の行政の給与の職務分類表であったものから基準となる職務をあらわすということから、その保育士という表記はなくしておるといのがその理由になります。保育士においては、同じ行政職の給料表を異なって職務内容も異なるのではないかと御指摘であるというふうに考えています。この点については、規則や勤務評価基準などで、事務職と保育士では着眼点の違いを明らかにして区分しておりますので、そのあたりについても今後規則のほうで考えていくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） 今回は、先ほど企画部長からありましたように、等級別の職務をきっちと条例でということでございますので、こうした格好になりました。

また、政策企画監ということで、県と市の人事交流の中で今まで土木関係を中心に来ていただいた部分を、もう少し企画部門等にも手厚くということ県と協議をしまして、当初は、先般もお話ししましたが土木部門と企画部門と両方お世話になることは難しいの

かなあということで調整に入ったわけですが、そのあたりは難しいということで今回は2年間の間で少し企画部門を充実させようということで考えておる次第でございます。

今の給料を8級制にしようとか、副市長を2人体制にしようかといういろいろ前向きな御意見をいただきましたので、そのあたりにつきましてもまた皆さん方と御協議をしがてら、将来の瑞穂市をきちっと背負っていけるような体制に整えていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 副市長さんにお尋ねしますけれども、例えば県から来る方が県で何級の何号俸かわかりませんが、こちらへ来ますと多分当市では7級の何号に該当すると。そこで県との給料の差額が出ますね。それについては調整額というやつがあるわけですね。給料の調整、第13条でこういっていますね。ここについては調整額の幅があると思うんですね、25%とか何かと書いておるわけですが、そういった現象は起きてくるということはず確認をしたいんですけれども。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） お話し合いの中でそうした状況を理解しておりますので、それにつきましても担当のほうで手当をすることで準備しております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） それから、管理職手当というのがありますよね。7級でいきますと会計管理者、部長、調整監、これは7級の第1種の区分になって手当の額が5万9,600円、こうあるわけですが、今度見える県の方もこの管理職手当というのは幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。副市長に。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） そのあたりも県から見える方がきちんと正當に評価されるように、県と調整しておりますのでよろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 最後ですけど、組織図といいますか、（仮称）政策企画監の配置ということで、これ皆さん全員持っておるわけですが、この組織図の絵ですね。これを見てみますと、市長さんの下に副市長さんが見えて、そこからその下に政策企画監ということが書いてあります。その手前に矢印で企画部長、総務部長と来ておるわけですね。

この政策企画監の位置づけ、これはどういうふうになっていますか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先般、全員協議会のほうでその組織図をお渡ししたわけでございますが、いろいろな部に多岐にわたるといふことでの御解釈でお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 政策企画監は2年間、当市でお仕事をさせていただくわけですね。

逆に、僕が思うのは、副市長2人体制のほうが本当に楽ですよ、これ。楽と言ったら悪いですが、仕事もしやすいですよ。県から見える人に対してもですね。

例えば、副市長さんは、残っている森林部とか福祉部とか、そういったところ、これ載っていませんよね。そういったところをやるとか、政策企画監は企画からこう書いてあるこういったところをやるとか、こういうふうにすっきり市民にわかりやすいようにやるのは思っていないですかね。そういったことも考えなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） いろいろと前向きな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、あくまでも人事交流の中で考えておりましたので、副市長を2人体制にするというところまでは考えてはおりませんでしたし、今後どうするかにつきましても、また皆さん方の御意見をいただいて、副市長という立場になりますと、この人事交流ということではなくしてまた制度がちょっと違うと思いますので、そのような対応をするにはやっぱりきちっと条例を置かないかんでしょうし、皆様方ときちっと相談をする必要があろうかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野君。

○8番（松野藤四郎君） 県とか上位団体との人事交流というのは非常に大事だと思うんですね、職員のね。若手が県とかいろんなところへ行行って、それなりの勉強をして持ち帰ってきてこちらで発揮すると。県から来る人については、いろんな知識を持った高尚な方が見えますので、そういった方の知恵をかりて行政を運営していくと、こういうスタイルになるわけですが、そういったことがもうずっと以前から続いておりますので、先ほど申しましたように給料体系のほうも含めて、組織図も含めて見直しをするというのが妥当ではないかと思っておりますので、今後とも御検討を願いたいと思います。以上で終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

もともとこの5号についてお聞きしたいことがありましたが、先に今の新しく県から見える

政策企画監についてお尋ねします。

政策企画監は企画部、そこに机が置かれるという御説明でした。そして、部長級であるというふうに御説明を受けております。

それでお聞きしたいのは、決裁印の順番はどちらが先というか後になるんでしょうか、決裁印は。この方は決裁印を押されないのか、それも含めて。

それから、今御説明があったか、ちょっと聞き逃しているかもしれないんですけど、部長級だと聞きましたので給与は企画部長と同じなわけですか、その2点をまずお聞きします。

もともと聞きたかったことも、ちょっとここで申し上げます、複雑なので。

今の資料の5の2です。ここに瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表がございます。これの給与の特例第7条の2に、1から5まであります。1号給から5号給です。これが大変わかりにくいというか、具体的によくわかりません。何分もかけて、ちゃんと読みました。どこが違うかですね、この(1)から(5)、1号給から5号給です。どこが違うか、私はチェックしましたが、具体的にはどういうことが違うのかを教えてくださいなんです。

どこが違うかだけ言います。第7条の2の1、1号給の人が、初めだけちゃんと読みます。高度の専門的な知識、経験を有する者がその知識、経験を活用して業務に従事する、これが1号給ですね。2の2号給に行きますと、この業務にの前に「困難な」がつくんですね。困難な業務に従事するという「困難な」が、修飾語がつくと2号給になります。3番の3号給に行くと、この困難な業務にの前に「特に」がつくんです。特に困難な業務、これが3号給です。(4)の4号給に行くと、頭のところに「特に」がつくんです。特に高度な専門的な知識、経験を有する者、以下は3号給と一緒にです。最後の5号給に行くと、頭のところに特に高度ながあるのは一緒に、ちょっと読みますね。「特に高度の専門的な知識、経験、または優れた識見を有する者が、その知識、経験等を活用して特に困難な業務で」その次がつくんですね。「重要なものに従事」、重要ながつくんです。

こうやって「特に」がついたり、業務の前についたり頭のところに「特に専門的な」がついたり「重要」がついたり、本当にささいな言葉が変わっていったり、つけ足しされたりして級が変わっていくわけですが、実際はどういうふうな判断で号給が変わるんですかというのがもともとしたかった質問です。

では、政策企画監の決裁の順番と、それから給与は部長と全く同じなのかからお願いします。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 席のほうは企画部長さんのお隣ということでございますし、決裁については他課をまたいでということもありますので、政策監、企画部長ということで考えております。

給料については、県から派遣をいただいて御本人さんに不利になってはいけないので、その

あたりは調整をしてみたいです。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） お答えさせていただきます。

先ほどの御質問がございました任期付職員の採用に関する条例の1号給から4号給というのも、今回の地方公務員法の改正による規則から条例に位置づけたもので、くまがい議員の御質問の本意は、今回の政策企画監とは、このものについては全く整合性はありませんし関係はございませんので、ちょっと混同されてはいけませんが、ただ、この特定任期つき職員というのは本当に高度な職の資格を有する方で、現在のところ瑞穂市には該当はございません。

先ほど来申し上げてみえる1号給から4号給までの言葉についても、国の定めておりますそのままの言葉がここに載っておるといような状況になりますので、特にとか高度なとかといようなことで、重要なといような表現はありますが、これについて活用方法、まだうちのほうでしたことはないという状況になりますので、詳しくはまた御返答させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（小川勝範君） もういいですか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） さっき副市長が言われたのは、上からなんですか、下からなんですか。政策企画監、企画部長という順番になりますは、下から言っているのか上から言っているのかわからないんですけど。決裁の順番です。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 決裁の順番からいきますと、企画部長、政策企画監ということでございます。

[発言する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君、立って発言しなさい。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） つまり、下から市長へ行くまでの間に企画部長で、その次の決裁が政策企画監と。そうすると、当然給与もこの政策企画監のほうが上になるわけですね。待遇は部長と同じと言われましたけど、前の説明で、ちょっとそこを教えてください。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 部長さんより上か下かというか、県から派遣されてくる職員さんでいらっしゃると思いますので、その方に不利にならないようにということでございますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 2年間の派遣ですよ。瑞穂市の全体を見渡す企画部の部長の上に、2年間の限定つきでそういう方が来るというのは、どうも企画部長との兼ね合い、政策、本当にさっきから申し上げているように長期の計画が瑞穂市は必要なのに、2年間限定でその企画部長の上に県から派遣されてきて、決裁印も給与も不利にならないならきっと部長よりは上なんだろうと思いますけど、どうしてこういうことをしたのかがよくわかりません。ほかの方が言われたように、それだったら副市長を2人にしたほうがよかったんじゃないかという感じは持ちます。

それから、さっきの「特に」とか「困難な」とか「重要な」ですが、今のところ瑞穂市には関係ないということですが、つくづくと行政の用語ですね。全く有権者というか一般市民には判読不可能な言葉を使うんだなあと、煙に巻かれるような思いで読みました。以上で終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は11時10分から再開をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6 議案第6号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第6、議案第6号瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第7号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第7、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第8号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第8、議案第8号瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第9号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第9、議案第9号瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第10号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第10、議案第10号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第11号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第11、議案第11号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第12号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第12、議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第13号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第13、議案第13号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第14号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第14、議案第14号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第15号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第15、議案第15号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第16号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第16、議案第16号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第17号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第17、議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第18号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第18、議案第18号瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議員に申し上げます。今は審議中でございますので、こちら側へ審議していただきたいと思
います。注意します。

日程第19 議案第19号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第19、議案第19号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を
議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議案第19号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）につい
て、質疑をいたします。

質疑の内容は、繰越明許というか下穂積公園のことについてです。

下穂積公園につきましては、ほぼ1年前の平成26年の第4回12月定例議会の一般会計補正予
算（第6号）で次年度に繰越明許になっております。このときの記載では、都市公園（井場・
下穂積）整備事業の1億3,637万4,000円、まあ4,000万円ですね。繰越明許になっていまして、
そのときに質問しましたら、この中のほとんど全部、1億円が下穂積公園の土地でした。今回
も繰越明許になるのかなど、27年度に事業が進んでいませんのでと思いましたら、繰越明許に
もないし減額でもない。やめたという御説明もない。

そうすると、いただいております「瑞穂市公園・緑地等基本計画」には全部で1億9,600万、
まあ2億円の事業だという説明もいただいておりますが、土地代が1億です。1億とか2億の
事業が消えちゃったと、全然出てこない形というのはよくわからないんですけど、どうい
うことかちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問にお答えさせていただきます。

平成27年度の瑞穂市の補正予算には、議員が今御質問の内容の公園整備のものは何も含まれてはおりません。御質問の公園整備における26年度会計から27年度会計へ繰越明許したということで、御質問にございましたが1億3,637万4,000円の内容になります。

この事業は、26年度中に支出が終わらない見込みの事業であったものが27年度に繰り越して行うという事業になります。しかしこの事業は、一応繰越明許したものについては、その後、不用額が生じたり不足が生じても補正することはできません。こちらは会計年度の単独独立の原則というものに基づいて、何もないものになります。今回の場合は、27年度においても執行しておりませんので、27年度決算において剰余金というような形で整理がされるというふうになっております。

御質問の中で、1億とか2億の事業が全く消えてしまったというような意味ではございませんが、制度上そのようになっておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 制度上なんですね。つまり、会計についての行政の制度上そういう扱いになるということですね。それは制度上ですので仕方ないですね。

ですけど、2億の事業が消えることについて、何の説明もないというのはどういうことでしょうか。消えることの説明が必要じゃないですか。私は担当課にお聞きしておりますと、1回目は凍結しています。今回お聞きしたら休止していますと。中止じゃないですよ、休止していますと。

休止しているというのは、また始まることもあるわけですかと聞いたら、熟度が上がったらか動き出すこともあるという説明だったんですけど、この事業自体はどうなるわけですかね。市長にお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 都市整備部の事業として、緑地公園の基本計画の中に下穂積公園のほうは最終的に先ほど言いました1.9億円ほどの事業で位置づけをしております。

ただし、御存じのとおり平成26年度予算を執行して、その年度に用地が買えればよかったんですが、27年にかけても地権者のいろいろな御事情で用地が取得できない部分もあります。それがごく一部であれば結構なんですけど、買えないところを外して公園を整備するというと、ちょっと今公園の格好としては余り、端っこ、四隅が公園の用地が買えないということになると公園の体をなさないというようなところもございますので、その辺は引き続き地元の御意向、御承諾をいただいて公園整備という計画は都市整備部としては持っております。

先ほど、予算上としては27年度に26年度を繰り越した費用が使えませんでしたので、このまま決算上未執行というような格好で出ます。御存じのとおり、28年度につきましても、新年度

予算につきましてその費用を特別上げているわけではございませんので、やはり地元の熟度、地権者の皆様方の御理解をいただいた中で計画を進めていくところでございますので、計画はある中で地元の皆様方の御理解をいただいた上で進めるという今状況になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 何と申し上げたらいいのか、ちょっと困りますけど、1つは2億円の事業が実際目に見える形からは消えているわけですよ。でも、これは会計の制度上だもんですから、事業の見込みがないときには消えるのは仕方がないんだそうです。それも納得できませんけどそれは仕方ないですね、法律がそうなっているんでしょう。

ということで、この事業はただいまの御説明によると、地権者の賛成が得られれば整備したい、地元の熟度いかに係ると。本当に行政用語ですね、熟度。つまり行政として必要なことは、本当に必要なのか、中切に2つ目ですよ。うちの近くで2つ目です。必要なのか。経緯ここでは繰り返しません。

やめるんならやめると言うべきじゃないですか。どうして地権者が優先なんですか。そこまで地権者の賛成が得られればという話をつなぐとすれば、地権者が買ってくれから始まった話だから切れないと。つまり真ん中のほとんどは、九十何%はもう買ってもらえるものと思っっているわけですよ、ちょっとパーセントは違っているかもしれませんが。だからやめるとは言えないんですか。ちょっとそこを教えてください。市長にお答えをお願いします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 26年度に予算化させていただいたというのは、市の計画に基づいて位置づけを議会のほうもお認めいただいたということで、市もこの公園は必要というふうで考えております。

ただし、公園として、形として全体が買えないことにはやっぱり整備が公園として体をなさないということもございますので、そこは地権者の御承諾をいただいた上で事業を引き続き進めたいというふうで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 買うと決めたときに2カ所ですかね、東西の端っこが、地権者が反対していると。しかし、それは端っこだから構わないと、買いますという行政の説明だったんですね。今度は4カ所になっていますが、いずれにしても隅っこなわけですね。東の隅っこと西の隅っこ。だから、前の説明からいけば構わないわけですよ。

それなのに、あくまでもやめるとは言わない。市長の御判断はいかがですか。やっぱり買え

るものなら買いたいのか、それとももうやめますとは言えないからそういう言い方になるのか、お答えください。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） お答えいたします。

ただいま企画部長 森君、そして都市整備部長 鹿野君から報告があったとおりでございます。制度がある以上、制度を変更することは私はできないと思っております。あくまでも制度がこのようにできている、やっぱりそれが優先は当然だと思います。制度すらを変えてしまうということとはできないと思っております。以上、森部長、そして鹿野部長の報告のとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） こういうやりとりだから、私は今回の一般質問で話し合えるまちにしようというのをつけたんですよ。聞いてないじゃないですか、そのことは。制度は仕方がないと言っているでしょう。言いましたよね、聞いていますか。

だから、そのことではなくて、聞いているのは市長としてやめるとは言えないのかと、それを聞いているんです。もう1回お答えください。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 何度も申し上げますが、ただいま両部長から報告したとおりでございます。それと同時に、私が物すごく絡んでいるようにお思いかもしれませんが、私はそんなに絡んでもおりませんし、本当に両部長から報告したとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 答弁漏れです。

1つ目、さっき言ったのは、制度のことはもう納得していると言いましたね。そして、今絡んでいるかどうかなんて聞いていませんよ。市長としての判断ですよ。もう市長なんですから、議員じゃないんですから。絡んだのは議員時代だと思いますよ。それは聞いていません。一切聞いていません。

今、市長となって2億というお金を使うか使わないか、私は必要ないと思っているわけですが、やめると言わない以上は必要だと思っているわけですよ。そこを確認しているんです。やめないんですかとお聞きしているんです。3回目ですよ、今聞くのは。答弁漏れではなく、聞いていることに答えてください。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋君。

○市長（棚橋敏明君） 今現在、率直に両部長のほうからいろんな方法を手探りしているわけで

すね。それで報告もあったわけですね。このような今現在の制度では、とにかく向こうさんがどのように地権者と話し合われるかということが制度上今一番大事なわけですね。

制度上ですね。今現在、鹿野部長が御報告申し上げたとおり、動きを見ているという状態じゃないですか、はっきり申しまして。地権者ですね。その状態の中で、私がそれじゃあやめるとかやめないとか、その判断材料までまだ至っていないと思います。以上でございます。

○議長（小川勝範君） もういいですか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 向こうの動きを見ているわけじゃないでしょう。地権者の動きを見ているわけじゃなくて、市民は市長の判断を見ているんですよ。そのことを聞いているんです、市民の代表として。またすぐ地元なもんですから、聞かれますので。

市長の判断を聞いているんです。これが必要な事業なのかどうか。休止であって中止ではないのか、中止をしたい、するべきだ、2億円はほかのことに回すべきだ。財政が大変とおっしゃるんですから、それを聞いているんです。中止はしないんですか、市長の判断ですよ。地権者はどうでもよろしい。議員時代の話もどうでもよろしい。制度もどうでもよろしい。市長となつての判断を聞いているんです、税金2億円の使い方として。中止はしないんですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 何度も申し上げますが、判断する段階にまだ至っておりません。よろしいですか。そのように思います。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） では時間を区切りましょう、行政の事業ですから。タイムリミットはいつですか、この事業のやるかやらないかの、それを教えてください。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 公園事業については、今、市内のあちこちに土地を取得して整備を順番に進めておるわけなんです、計画上は下穂積までは計画として上げておりますので、引き続き地権者の御協力をいただけるように交渉を続けていきたいと思っておりますし、今、用地が難しい方についてもそれぞれ理由がございますので、その方の御理解を得るようにしたいと思います。

ただ、その期限については、計画上は位置づけておるわけなんです、そういう時期が来たら予算を計上したいと思っておりますし、これを市長等から中止せよとか、そういう指示はいただいておりますので、引き続きこの計画は進めてまいりたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 今のをまとめますと、タイムリミットは設けないということをおっしゃいましたね。それから中止はしない、この事業は進めたいとおっしゃいましたね。つまり、やめますと言えないわけですよね。でも、やりますとも言えないという立場なんですね。2億円というお金を何だと思っているんですか。

最後に1つだけ話して終わりますが、障害者で生活保護を受けている、障害者年金も受け生活保護も受けている方が福祉課と話すちょっと仲立ちをいたしました。上の子が中学へ入るのに制服代が8万4,000円だそうです。補助はほぼ半額しか出ない。だから、あと四、五万は自分で用意しないといけないんです。福祉課は、現物を見るまでは、つまり領収書があるまではお金は出さないと、その半額の補助も。もう食べる物もないというんで間に入りました。

規則は仕方ないですよ、これはね。だけど運用を、事前を買うときにその半額でもお金を持っている状態にできないかと、ちょっと運用の時点で融通がきかないかという話をしました。子供が中学生になるのにその制服代が……。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

一般会計の補正の質問でございますので、よろしく申し上げます。

○3番（くまがいさちこ君） はい、よろしく願いされました。

関連質問です。

2億円と、子供が中学生になる制服8万円が出せない親、障害者で生活保護なんですよ。不用額が何か4億ぐらい出るらしいですね。私は片方にそういう実態を知っているわけですよ。2億も宙ぶらりん。

市長として、障害者にして生活保護の人が生活に困り、子供の貧困の一つですよ。そういう人がいるという実態で、2億円の宙ぶらりんは許されないと申しますということをお伝えして終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第20号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第20、議案第20号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第21号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第21、議案第21号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第22号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第22、議案第22号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第23号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第23、議案第23号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第24号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第24、議案第24号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第25号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第25、議案第25号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第26号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第26、議案第26号平成28年度瑞穂市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

1点お聞きしますけれども、この28年度の一般会計予算の中で福祉医療費助成事業について、市長のほうからの高校生等の18歳までの医療費が無料化、これは子育て支援の一環として、これまで中学生までの実施が平成28年10月より高校生までに拡大をされるということで予算をつけられております。

10月1日から、今年度は29年の3月までということで6カ月間、2,440万が計上されておりますが、この予算の算出の根拠だけを1点伺いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいま若井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず6カ月間という御指摘でございましたが、10月1日の適用ということで考えております。

ぶことは、大分なれたんですけどこんなんです。だから、ここには矢印で、に詳しく書いてあると書いていただくとか、何度も申し上げますけど議員は素人です。大分勉強してなれましたけど、素人ですので、198ページ、シート322、工事請負費が2,000万ある。これは冷暖房の取りかえだそうです、市民センターの。それも書いてないですよ。もうこれは、こんなことは指摘していたら切りがないです。

事業をちゃんと書いて、見えるようにしてください。去年も申し上げたんですけど、このシート方式にするんだったら、この方式を変えないんだったら事業がわかるように、見えるようにぜひしていただきたいと思いますので、この要望に対する回答だけお願いします。

○議長（小川勝範君） 要望ですので、答弁はよろしいですね。

○3番（くまがいさちこ君） いえ、してください。去年も言いましたから、私。

○議長（小川勝範君） 要望の場合は答弁はいいんじゃないですか。

○3番（くまがいさちこ君） してください。

○議長（小川勝範君） 森企画部長、要望にお答えください。

○企画部長（森 和之君） 御質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度の予算書の資料の御指摘は、事業概要の欄ということで、昨年度もということで、今年度からはちょっと字体を小さくしてページ数を少なくした関係もございます。部長会を通じて、説明内容が不足していないか、それから最新の内容となっているかというようなことで、庁舎内の個人パソコンのLANを使ってインフォメーションなどで確認をしてもらうようには呼びかけてはおります。平成27年度の予算書から比較をすると、今年度の説明書は書き加えてくれた部署も多くあるというふうに認識しています。

ただ、御質問のように、どの部署ではなく、日常的にわかりやすくするというような点から、来年度に向けてもう少しわかりやすく内容的にしていくというような方針をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

新年度予算について、1点御質問をさせていただきます。

コンビニ交付サービス導入推進事業で、新年度2,186万7,000円という予算計上をされておられます。これは現市長、棚橋市長が議員時代からもコンビニを有効活用というんですか、市民サービスの中でこのような御提案をされておられたと思いますが、こちら伺うと個人番号カードですね。これは今進行形で国全体が制度の中で、この瑞穂市においても市民の皆様を送付される中で、今現在、申請をされて取得されておられる方が1割にも満たないというようなこと

でお聞きしておりますが、この個人番号カードを持っていないとこのサービスも受けられないというようなことでお聞きしております。

もちろんこの個人番号カードを市民の多くの皆さんに普及させるための一つのサービス事業とするならば、この2,100幾らかの予算も必要なものになるかと思いますが、現状1割にも満たない方しか持っていない中で、このような2,100万の事業費を計上されるところの意義と、それとこれは初年度だけが2,186万7,000円かかるということではありますが、次年度からはこれほどはかからないにしても、次年度以降も恒久的に、永久的にこのサービスをする限りかかっていくことと伺いました。

1点は、他市町のこのような制度、取り組みですね。サービスをされている現況がおわかりであれば、他市町の動向と、また次年度以降がどの程度の予算がこの費用にかかるのかということと、1割程度の方であっても本当にこのサービスを推進される意義をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） 市民部長 伊藤弘美君。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

近隣の自治体の状況ということでございますけれども、まず全国の話をしてはちょっとあれですが、27年の11月時点で約100の自治体、それから27年度内に200の自治体程度になる見込みであるということだそうです。それから、近隣ということですが、瑞穂市の近隣といいますか、県内の市も含めて先行しているようなところについては調べさせていただいておりますので、そのことを報告させていただきます。

まず隣の大垣市でございますが、今既に住基カードのほうで自動交付ができるように25年の10月から自動交付機で交付をされているということです。それから、少し飛びますが、高山市が26年の10月からの実施ということで聞いております。それから、近いところ、隣の岐阜市でございますが、岐阜市は28年の5月から自動交付をされる予定だというふうに伺っております。それから関市が28年の8月から、それから可児市は28年中ということで予定をされているということで、あと各務原市、それから美濃加茂市については、現時点では自動交付機は既にありますが、コンビニ交付サービスについて取り組むのが時期は未定ということで、検討をされているというふうで近隣の場合は伺っております。

それから、2点目といいますか経費的なところを申し上げますと、今年度はシステムの導入であるとか、そういった機器の導入という経費で2,200万弱の予算を計上させていただいておりますが、29年度以降は維持管理費として約890万円ほどの予算の見込みをしております。

それから、必要性ということでございますけれども、御承知のようにマイナンバーカードの普及というところで、全国的に国が主導するような形でこういったサービスの導入が検討され

ておりまして、瑞穂市の状況を考えますと、確かに今現時点では10%にも満たないような方ということになってしまいますが、申請数は、これは2月22日現在ということで、先日全協のほうでも御報告させていただきました数字としては約5%の方、2,737人、昨日ちょっと聞いてみますと3,000近い数字になってきているようではありますけれども、まださらに伸びてくるだろうという予想はしております。

実際に運用的にいきますと、29年度ぐらいには10%以上を目指したいというところがございますけれども、現実そこまで取得を希望される方があるかどうかというところが、これからまた見ていかなければならないところかなと思っています。

さらにいきますと、瑞穂市の場合、御承知のように市外へ通勤される方が非常に多いというふうに統計とかで出ておりまして、約6割の人が市外へ昼間の間、通勤、通学等で出かけられていると。なおかつ庁舎の開庁時間、業務を行っている平日の昼間という時間帯には来られない方もあるということで、経費に見合っただけの費用対効果ということが望めるかというところ、そこは行政サービスをどういうふうに考えるかというところで若干捉え方が違ってくるかなあとは思いますが、そういった方、外へ出られて交付のできる時間帯に庁舎にお越しただけでないような方であっても、コンビニ交付サービスでかなりの証明書とか戸籍、それから印鑑証明などを取得していただけるということで、有効ではないかというふうに判断しております。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 森君。

○1番（森 治久君） ただいま、年間、翌年度以降は800万ほどの維持費がかかるということでございます。

確かに、瑞穂市の特性として他市町に通勤、通学される方が多いまちであるということは理解いたしますし、そのための市民サービス、行政サービスの一環として大切なことであるという今のお考えは理解できるところでございますが、もっと瑞穂市の特性、交通利便性のいいまちであるというところの穂積駅がある中で、そこにつながる、今現在ではコミュニティバスしかございませんが、路線バス等とか公共交通アクセスにお金を使われる、予算を使われるような考え方というようなものが本当に今の瑞穂市が将来においても選ばれ続けられるまちであるような私は気がいたしますが、このことに対しての御答弁は結構でございますので、有効にこの2,200万ほどのお金が使われるように、個人番号カードを多くの方に持っていただくというサービスが受けられますよということの周知とPRをしっかりとさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第27号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第27、議案第27号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第28号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第28、議案第28号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第29号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第29、議案第29号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第30号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第30、議案第30号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 2番 堀武君。

○2番（堀 武君） 堀武。

特別会計の中の瑞穂処理区下水道整備事業1億6,740万、これに関しては管渠施設の地質調査業務委託と管渠詳細設計業務委託という書き方がしてあるんですけど、もう少し詳細的に教えていただきたい。というのは、27年度に6,800万の予算で第1次工事計画に関して本田団地までと、それから牛牧地区と、そして下畑地区の施設の具体的な6億2,000万という数字が出ているものですから、その辺を加味してどのように、もう少し詳細なことの説明を求めたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小川勝範君） 環境水道部長 相浦要君。

○環境水道部長（相浦 要君） ただいまの堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

28年度の下水道特別会計の瑞穂処理区の1億6,740万円の内訳ということでございます。

これにつきましては、下水道特別委員会のほうで内容等について御説明をさせていただいたとおり、第1次認可部分は牛牧地区の一部、それから本田団地、それから処理場の一部の建設工事、これらを事業計画期間を平成28年度から34年度の7年間という事業計画の中の一つでございます。初年度の分として予算計上をさせていただいております。

中身につきましては、幹線管渠と呼ばれる部分の今1次認可部分の汚水の排除面積が20ヘクタール以上を受け持つ幹線管渠の部分ですね。処理場から本田団地までをつなぐ幹線、それから牛牧地区の20ヘクタール以上を受け持つ幹線、こちらの地質調査、おおむね100メートルに1カ所ずつのボーリング調査を行います。それと、それに基づきまして幹線管渠の詳細設計業務を行いたい、これを予算化させていただいております。

ただし、予算書にもございますように、この事業には国庫補助が8,000万円、それから地方債が7,900万円というふうに見込んでございます。これはあくまで下水道法の事業認可の取得が前提となっております。事業認定をとるには処理場のいわゆるボーリング調査や、それから地積測量、こういったものを含めて地権者はもとより地元の方の御理解がないと進めないということで、あくまでこれらの執行をするためには地元の御理解、それから地権者の御理解を得てそれを執行していくという形になりますので、そのところは御理解願いたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀君。

○2番（堀 武君） 詳細に関しては、もう一度、一般質問で私、今後の処理計画の推進につ

いて質問をしておるものですからもう少ししますけれども、少しこの事業計画申請書の提出云々は、中日新聞でも書かれているように、推進の方向で進むということをして市長も答えられているし、ただし、地元の理解をというお話があるものですから、その辺のことの整合性というんですか、今後の進捗状況については一般質問で詳しく、この件も含めて関連的にあるものですからしたいと思っておるものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第31号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第31、議案第31号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第32号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第32、議案第32号平成28年度瑞穂市水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33 議案第33号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第33、議案第33号市道路線の認定について（その1）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34 議案第34号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第34、議案第34号市道路線の認定について（その2）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35 議案第35号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第35、議案第35号市道路線の認定について（その3）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36 議案第36号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第36、議案第36号市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会してから机の整理をしてください。今ばたばたしますので。

日程第37 議案第37号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第37、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号から議案第37号までについて（委員会付託）

○議長（小川勝範君） 議案第2号から議案第37号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さんです。

散会 午後0時09分

